二十二万五千人以上二十五万人未満	一　演習場等面積割合五パーセント未満 二　演習場等面積割合五パーセント以上、合算人口二万人未満	三・九
	一　演習場等面積割合五パーセント以上十パーセント未満、合算人口二万人以上 二　演習場等面積割合十パーセント以上、合算人口二万人以上四万人未満	五・五
二十五万人以上二十七万五千人未満	演習場等面積割合十パーセント以上、合算人口四万人以上	七・二
	一　演習場等面積割合五パーセント未満 二　演習場等面積割合五パーセント以上、合算人口二万人未満	四・二
	一　演習場等面積割合五パーセント以上十パーセント未満、合算人口二万人以上 二　演習場等面積割合十パーセント以上、合算人口二万人以上四万人未満	六・〇
二十七万五千人以上三十万人未満	演習場等面積割合十パーセント以上、合算人口四万人以上	七・八
	一　演習場等面積割合五パーセント未満 二　演習場等面積割合五パーセント以上、合算人口二万人未満	四・六
	一　演習場等面積割合五パーセント以上十パーセント未満、合算人口二万人以上 二　演習場等面積割合十パーセント以上、合算人口二万人以上四万人未満	六・五
	演習場等面積割合十パーセント以上、合算人口四万人以上	八・五
三十万人以上	一　演習場等面積割合五パーセント未満 二　演習場等面積割合五パーセント以上、合算人口二万人未満	四・九
	一　演習場等面積割合五パーセント以上十パーセント未満、合算人口二万人以上 二　演習場等面積割合十パーセント以上、合算人口二万人以上四万人未満	七・〇
	演習場等面積割合十パーセント以上、合算人口四万人以上	九・一

第三条第二項に次の一号を加える。

五　特定防衛施設の訓練点数　次の表の上欄に掲げる合第十五条第六号の特定防衛施設の運用の態様の変更の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、飛行場等にあつては前号ア⑶の配分点数を当該飛行場等に係る関連市町村の配分点数を合算した点数で除して得た数値を、航空機による射撃又は爆撃が実施される演習場にあつては同号イ⑵の配分点数を当該演習場に係る関連市町村の配分点数を合算した点数で除して得た数値を、砲撃が実施される演習場等にあつては同号ウ⑶の配分点数を当該演習場等に係る関連市町村の配分点数を合算した点数で除して得た数値を、港湾にあつては一・〇を、それぞれ乗じて得た数値

訓練又は演習の態様が通常の訓練又は演習と比べて大規模かつ特殊であるものとして防衛大臣が認めたもの（以下この項において「大規模訓練等」という。）	二・〇
大規模訓練等に準ずるものとして防衛大臣が認めたもの	一・〇

第三条第四項中「及び同項第四号」を「、同項第四号」に改め、「運用点数を基礎として算定した額」の下に「及び同項第五号の特定防衛施設の訓練点数を基礎として算定した額」を加え、同条第五項中「基礎として交付すべき交付金の額は」を「考慮して特に必要があると認める関連市町村に対しては、普通交付額のほか」に、「を、同号の」を「について当該」に改め、「特に必要があると認める関連市町村に対し」を削り、「配分した額」の下に「を交付するもの」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度の予算に係る特定防衛施設周辺整備調整交付金から適用する。

告　示

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十三年九月農林水産省告示第十一号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十三年十月十四日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　災害等に係る事案（第九条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）